

■暴風雪の被害防止

■暴風雪による被害の防止について

毎年、非常に発達した低気圧による暴風雪が、全道各地を襲っています。

家の中で安全に過ごすために、次の点に注意しましょう。

■家の中で安全に過ごすために

◇気象情報に注意して、暴風雪が予想される時は外出を避けましょう。

◇停電に備えて懐中電灯、携帯ラジオの準備をしておきましょう。

◇外出できない場合に備えて、食糧や飲料水などを確保(備蓄)しておきましょう。

◇FF式暖房機の給排気口付近が雪で埋まっていると不完全燃焼を起こして危険な場合がありますので、除雪状況を確認しておきましょう。

■止むを得ず車で外出するときは

吹雪などのときに外出する場合は、できるだけ公共交通機関を利用するようにし、止むを得ず車を使う場合は、見通しが悪くなる事や吹き溜まりの発生なども予想されますので、次の点に注意しましょう。

◇外出する前に再度、気象情報や道路情報の状況を確認しましょう。

・北の道ナビ(<http://northern-road.jp/navi/>)

・道路交通情報センター(<http://www.jartic.or.jp/>) (TEL:050-3369-6666)

◇携帯電話でも道路情報を取得できますが、地域によっては電波状態が悪い場所や電話が集中すると通じにくいこともあるため、携帯電話を過信せず、道路状況に応じた無理のない運転を心掛けましょう。

◇「四輪駆動車だから多少のことは大丈夫」という過信は事故につながります。

日中でもヘッドライトをつけて走行しましょう。猛烈な風によって短時間で道路に吹きだまりができて突っ込んでしまうことや防雪柵の上から風が吹き下ろしたりすると視界がゼロになってしまいます。

道路幅が狭くなり車同士での衝突や車を諦めて歩いている人をはねてしまうなど、事故を起こさないよう気をつけましょう。

◇冬期間は地域により天気が急変して車が立ち往生することを想定して、防寒着、毛布、長靴、手袋、スコップ、牽引ロープ、懐中電灯などを車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認してから出かけましょう。また万が一に備えて、飲料水や非常食も用意しておくとう安心です。

◇地吹雪などにより、運転をされていて危険を感じたら、ハザードランプをつけて自分がいることを対向車や後続車に伝え、無理をせずただちに引き返し、知人宅に身を寄せるか、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、公共施設の公民館や体育館の駐車場などで天気の回復を待ちましょう。

◇地吹雪時のホワイトアウトに遭遇した場合は、前後左右、上も下も真っ白になって視界がなくなり、空中でも飛んでいるような、動いているのか停まっているのかもわからないような錯覚に陥ります。

対向車や前方車にでもぶつかり、または、吹きだまりに突っ込むような恐怖を感じるうえに追突されるため停まるわけにもいきません。

ハザードランプをつけて自分がいることを対向車や後続車に伝え、前を走る車がいる場合は、テールランプは雪で隠れている場合がありますので追突注意、単独走行の場合は、吹きだまりにも注意して安全なところかどうか確認してから停車しましょう。

■もしも吹雪で車が動けなくなったときは

大雪で道路が狭くなったり、吹きだまりに突っ込んだりして、車が立ち往生した時は、道路緊急ダイヤルやJAF等のロードサービス、消防(119番)や警察(110番)に連絡するとともに、近くに人家がある場合は必ず救助を依頼してください。

視界が悪い場合、救出はすぐに来ないと思って行動してください。

◇車内にとどまる場合は、車のマフラーが雪に埋まって排気ガスが車内に逆流し、一酸化炭素中毒を起こすことがありますので、できるだけエンジンは止めるか、マフラーが雪に埋まらないように定期的に除雪し、窓を少し開けて換気を行うなどして、車の中で救助に備えてください。

すぐ近くに建物や家がない時は、車外に出て方向を見失い凍死することがありますので十分注意してください。

携帯電話の状態が悪く連絡もできない状況の時は、とにかく体を温め、寝ないでハザードランプを点灯して、車が目立つようにして、天候が回復するのを待ってください。

◇車を置いて避難する場合は、除雪や救助活動の妨げにならないよう、行き先や連絡先を書いたメモなどを車内に置き、車の鍵は付けたままにしておきましょう。

■外出して家まで帰れないときは

町では、大雪特別警報や暴風雪特別警報が発令になるなど、道路が寸断されるような場合は、緊急避難所を設置いたします。下記にお問い合わせのうえご利用下さい。

緊急避難所は

新得地区 新得町公民館 住所 新得町4条南4丁目 電話 64-5874
(新得町教育委員会社会教育課 電話 64-0532)

屈足地区 屈足総合会館 住所 新得町屈足柏町3丁目 電話 65-2111

◇「大雪特別警報」とは

気象庁の警報の基準をはるかに上回る現象により、数十年に一度の重大な災害が発生する恐れが大きい場合に、「大雪特別警報」が発表されます。

避難難指示や避難勧告が出ていなくても、直ちに命を守る行動をとってください。

◇「暴風雪特別警報」とは

数十年に一度の強さの低気圧により、風速が30～40m以上にもなる暴風と雪で甚大な被害が生じることが想定される場合、「暴風雪特別警報」が発表されます。